○環境審議会条例

(設置)

第一条 環境基本法 (平成五年法律第九十一号) 第四十三条第一項の規定に基づく審議会 の他の合議制の機関として、宮城県環境審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 関係行政機関の職員

(任期)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に 資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十五人以内とし、会長が指名する。
- 5 第三条の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附 則(略)

附 則(略)

附 則(略)

附 則(略)